

平成30年 5 月28日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

総務委員会

委員長 渡 辺 一 美

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

1 調査事件名 (1) その他

2 調査の経過 5月28日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
その他で、第1回定例会での課題について及び瑕疵担保請求未収金について、委員間で協議した。

総務委員会会議録

1 審査事件

(1) 陳情第1号 核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出に関する陳情

2 調査事件

(2) その他

- ・第1回定例会での課題について
- ・瑕疵担保請求未収金について

3 日 時 平成30年5月28日 午後1時30分

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 大桃 聡、佐藤敏雄、大平栄治、渡辺一美、高野甲子雄、大屋角政、
遠藤徳一、(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 森山総務課長

8 書記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

9 経 過

開 会 (13:30)

渡辺委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 陳情第1号 核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出に関する陳情

渡辺委員長 日程第1、陳情第1号 核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出に関する陳情を議題といたします。本件については、第1回定例会会期中の3月1日開催、総務委員会で審査したところではありますが、継続審査となっているものであります。理由につきましては、本件は国策ということもあり、また、陳情が出されてからまだ委員会等の審議も足りていないとして継続審査となったものであります。その後における本陳情又は請願の県内情勢について資料が配布されていますので、説明を求めます。

森山総務課長 (資料「核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出に関する陳情の県内 20

市取り扱い状況」により説明)

渡辺委員長　それでは、これから質疑を行います。ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) しばらくの間、休憩いたします。

休　　憩 (13 : 32)

(休憩中に懇談的に意見交換)

再　　開 (13 : 33)

渡辺委員長　それでは休憩を解き、会議を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は、採択すべきものと決定されました。本陳情を採択としましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について、協議します。意見書案を配付します。(意見書案配付) 配付漏れはありませんか。それでは局長から朗読させます。

櫻井議会事務局長　(意見書(案)朗読)

渡辺委員長　お諮りします。ただいま朗読のあった意見書にご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、本会議で採択されたときには、委員長が提出者となり、委員会で発議することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

このあとの日程は、主に委員会内部の調整になりますので、ここで執行部のほうで報告あるいは協議事項等があれば、それを先に行い、なければ、これで執行部からは退席願うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) それでは、執行部で協議、報告事項はありますか。

森山総務課長　ございません。

渡辺委員長　議員の皆様から執行部に対し、何かありませんか。(なし) なければ、これで執行部からは退席いただきます。しばらくの間、休憩とします。

休　　憩 (13 : 40)

(執行部退席)

再　　開 (13 : 40)

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

(2) その他

・第1回定例会での課題について

渡辺委員長　日程第2、その他を議題といたします。まず、私のほうから1、2点提案をさせていただきますと思います。4月16日に、委員の皆様と非公開での打ち合わせを行いました。その中で、小出郷図書館の建物の購入について、なぜ事前に委員会に話がなかったのか、提案の仕方に問題があるということで、委員会として課題を取りまとめたほうがいいのではないかと意見があったと記憶しております。閉会中の委員会で協議することとして会を閉じさせていただき、提言書なりという形にするのであれば、私のほうで少し文言を考えてみますということで会を閉じた経緯がございます。また、本件は5月15日に議会運営委員会でも課題として取り上げられていました。その際、ほかの課題とあわせて、議長、副議長、議会運営委員長の3人で内容を検討した上で、執行部側に申し伝えることと結論づけられました。私のほうからは、総務委員会でも、この図書館の件について課題として取り上げたいという話をさせていただいたところ、委員会としてそのように決まったのであれば、そのように取り計らってよろしいというような返事をいただき、本日に至っています。議長からは、市長に対して申し入れをしていただくような形になるのか、私のほうでも皆さんがどのように判断するのかわからなかったところもあり、また、もし申し入れなり、意見書をつくるのであればたたき台も必要であろうとの話もあった中で、私のほうでつくったんですが、ここで皆さんにお詫びしたいと思いますが、時間がない中で提言書とか意見書というたたき台になるものがなかったのもので、決議案のところを変えて、最後に決議するというところを消さないで事務局に送ったところ、そのまま皆さんのほうに送られましたので、決議文と勘違いされたと思います。事務局には、そのことも含めて提言書、申し入れにするかも含めて、皆さんで協議いただきたいという案内をつけてお渡ししてくださいということでしてありました。ここでしばらくの間、休憩とします。

休　　憩（13：43）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（13：44）

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。皆様方に配布した文書に、ご心配かけるようなことがあったことにお詫びし、訂正させていただきます。それでは、これより皆さん方から、このことについてご意見をいただきたいと思います。

大桃委員　今、そんなお詫びしないで、これがおかしいという話であれば、それを出した後すぐ、訂正なり連絡なりしたらいかがなものですか。今ごろまで引っ張っておかないで。これを見て、メールを見て来ているわけです。それが不適切だとか、文言取らなかったなんて、今、お詫びなんてしないで、わかったときお詫びすればいい。そうじゃないですか。

渡辺委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（13：45）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（13：46）

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。それでは、皆さんよりご意見をお願いいたします。

大屋委員　この図書館の購入については、補正予算で、2月定例会で議決しているわけです。そういう中で、今の担当課が企画政策課なんで、企画政策課を呼んだ中で、今までの経過、今後のどういう形の施設にしていくのか、図書館だけにするのか、そこら辺もどういう考えがあるのか、そういった質疑をした中で、申し入れにするのかどうするのかということを検討したらいいと思いますが、いかがでしょう。

大桃委員　補正予算で債務負担行為を認めていて、予算で通していて、それがうまくないなんて話が今ごろできるんですか。できるはずがない。みんなで決めたんだ。大屋委員の言う、これからあそこをどうするのかという話は、私は何回も聞いているんだけど、今のところは今の計画もないんです。それは聞いて質して、これからどうするって話はいいい。だけど、あそこを買うことには、あんた方みんな賛成した。予算もつけて、そのとおりに執行している。何が悪い。

遠藤委員　前回の会議録を思い起こしてもらえばいいんですけども、こういったことが今後ないように、委員会として申し送りをしたらどうかという話で、この案件について、個々の案件をああしろ、こうしろということは、確か委員会の中でも会議録に載っていないはずなんです。これはもう終わったことで、皆さんが認めて予算を通した。これはもう変えられない事実なんで、今後、こういった提案の仕方をしないようにという文書であればわかるんだけど、この案件については、もう議案として通している部分がありますので、この内容をもむんではなくて、先ほど大屋委員や大桃委員が言われたように、今後の行く末をきちんと説明を受けながらやるということを、しっかりと委員会として態度にしていかないと、また物事がみんな決まってから出される、こういったことにならないようにということを申し入れていこうということを、この間、委員会で確認したはずなんですけれど。

渡辺委員長　これは、これも含めて、私がたたき台がないといけないのでということでつくってきたので、こういう形ではなく別の文言がよくて申し入れをしたいということであれば、それは皆さんのほうから別の形で提出してもらっても結構ですし、きょうここで、私はたたき台として出してきましたので、皆さんがここで、また後日改めて申し入れをする形をどういうふうにするかということで、これをたたき台として書き換えてきていただく分には、構わないと思うんですけども。

遠藤委員　そういったことも含めて、5月15日に行われた議運の中で、正副議長、議運委員長で、あれこれ全部含めて執行部に意見していこうということで、議運の中でまとまっ

ていますので、そういった執行部に対する話は議長あるいはこの3人の中の調整で行うことにして、今後委員会として図書館のあり方ですとか、市民に説明が遅れて執行に至らないように進めていくことを、きちんと委員会から申し入れるような形をとったらどうかと思います。

渡辺委員長　　今、遠藤委員のほうから、そういうご意見がありました。大屋委員も似たようなご意見だったということですのでよろしいでしょうか。

大屋委員　　はい。いいです。

大桃委員　　委員会として、あれ買ってしまったって、終わっているんだから、その提案の仕方が云々なんて話したって始まらない。それはそのときにやっておかないとだめで、だめなら否決すればいい話なんだから、それをしないで賛成しときながら今ごろそんなことできない。だから、さっき言ったように、生涯学習課に聞こうと、企画政策課に聞こうと、これからどうしていくかという何の考えもない。そこをちゃんとやってくださいという、申し入れをするほかない。

渡辺委員長　　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（13：51）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（13：57）

渡辺委員長　　休憩を解き、会議を再開いたします。今ほど休憩中に皆さん方と意見を交換させていただきました。その中で、今回の図書館の件につきましては、委員会でも事前に説明が必要であったであろうということにつきましては、前回の議会運営委員会の中で、議長、副議長、議運委員長から市長のほうへ申し入れるということでございましたので、そのことについては、総務委員会では申し入れは議長に任せると決定させていただきたいと思います。今後につきましては、私たち所管として、このことについて引き続き調査させていただきます。この件につきましては以上とさせていただきます。

・瑕疵担保請求未収金について

渡辺委員長　　次に、前回、瑕疵担保請求及びごみ処理の件につきまして、当委員会ですら調査をしてはいかがでしょうかという提案が、佐藤委員からなされました。そのときに遠藤委員からは、今後、進めるにしてもどのように進めるかについて、執行部と打ち合わせをしてきてはどうかという提案がございましたので、私と佐藤副委員長で環境課長と打ち合わせをさせていただいてきました。そのことについて、報告させていただきます。小峯課長からは、これまでに委員会又は一般質問等で全て説明をしているので、これ以上この委員会で調査をされても、新たな資料が出てくるわけではないという回答でありました。進め方について、自分たちのほうから言えるものではないので、私たちとすればこれまでに

真摯に答えていますと、それが向こうの答えでした。そういう中で、何が、私たちがまだ資料として出してもらってないかと考えたときに、一応課長には、裁判の訴状事案にもなっているということで、訴状と判決文の写しを調査資料として請求させていただきたいということをお願いしてあるんですけども、皆さんがそれでよければそれを請求させていただいて、皆さんで共通認識として、まずは読んでいただけたらと思いますがいかがでしょうか。

大平委員　裁判の中の資料が違っているんです。見ればわかるでしょう。監査委員が監査もしていないのに調査したなんて、してないんです。県の環境課から来たというけれど、ただ適正に処理しなさいと、何も調査もしてないですから。それを最高裁判所のほうに書類も出してある。だから何も資料ない資料で裁判したから、全然調査もしないで。だから調査した。監査委員が調査した。県の環境課もした中で、何も中の資料を裁判官がそれをするとなしと言ったから、何もやっていないで。だから問題は、地主からもらえるだけの資料があるなら出せっていうんですが、ないんです。その話だけなんです。裁判の資料なんていない。

渡辺委員長　それで、裁判の資料というよりも、まずどこが争点になっているかということ。私たちはわかっていけませんので、今、大平委員がそう言いますけれども。ですので、一応執行部へ訴状と判決文の写しを調査資料として請求させていただき、まずは共通の認識をこの委員会ですべていただきたいたいということであります。その後、その訴状と判決文を見た中で、大平委員のほうでここが問題だということがあれば、そこについて調査すればいいんじゃないですか。

大平委員　だから、簡単なんだ。地主のところに請求したのが、もらえる何かあったら出せっていうんだ。地主は自分は知らないと言っているし、市も全然調査もしていない。絶対自分じゃないと言っているんですから、市もそれしか言ってないんだから。

大桃委員　裁判の資料なんてもらったって何の意味もない。裁判の中がいい、悪いなんて判断したってどうしようもない。関係ないんだから。市が今やっていることがいいかどうかというのを調べなければならないのであって、新たな資料がないっていうのは、あんた方のところに来ていないだけで、大平さんや私のところに来ている資料がある。そういうのを、あんた方が見ないと共通認識にならないというのが私の話なんです。

渡辺委員長　ですので、訴状の中にはそういった資料等をつけて提出していますでしょうし、決して訴状の判決文の中身とかというのではなく、何が争点になっているか、まず皆さんで共通認識にさせていただきたくてそうしたんですけども、皆さんが必要がないということであれば、何を今後、執行部に対して資料請求すればいいかわかりませんので、皆さんのほうから資料請求したいものがあるというのであれば、提案いただきたいと思います。しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（14：04）

再　　開（14：20）

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開します。引き続き、先ほどの瑕疵担保請求未収金の件について、皆さん方と意見交換させていただきましたが、今後の進め方について、執行部との話し合いの結果は、執行部は既にこちら側から求められている資料は提出しているし、一般質問等でも答えているので、これ以上新たに答弁はありませんということでした。そうすると、私たちの中でそれを調べるということになると、まずは必要な資料等を見て、この委員会の中でどこがおかしいということを共通認識していく以外にないというのが、私の結論だったんですけれども、皆さんのほうで資料等を出していただきたいというものがあれば、次の委員会までに出していただきたいと思います。本日のところは、これで終わりにさせていただきたいと思いますが、皆さん、ほかにご意見はありませんか。（なし）それでは、未収金につきましては、これで終わりにさせていただきます。

そのほか、皆さんのほうからご意見等はありませんか。

佐藤委員　前回の反省でも、問題点が指摘されていましたが、特に総務委員会、模範とならん総務委員会が、乱暴な発言が非常に多く見られますので、ぜひこれを慎むように委員長からよく言っていただきたいと思います。

渡辺委員長　今、そういうご意見がありましたので、皆さんのほうから慎んでいただければと思います。しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（14：23）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（14：26）

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開します。今ほどの佐藤委員のご意見につきましては、皆さんで聞き置くことにさせていただきたいと思います。ほかにありませんか。（なし）それでは、その他については以上といたします。

最後になりますが、今年度の委員会として行政視察がございますが、まず7月12日に上越市クリーンセンターへ行政視察に行くことになっております。次の委員会までに詳しい日程等を立てさせていただいて、皆さんのほうにお配りしたいと思っています。今年度の行政視察の件ですが、次回の委員会で調査内容、行き先等を決定させていただきたいと思っています。委員の皆さんから次回の委員会開催前、およそ20日ごろまでに事務局宛てに行きたいところについてご意見がありましたら報告していただきたいと思います。本日の会議録の調整については、委員長に一任願います。本日の総務委員会は、これで閉会します。

閉　　会（14：28）